

生駒市タブレット端末家庭活用ガイドライン

令和2年12月
生駒市教育委員会

1. 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備されたタブレット端末を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

2. 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、タブレット端末と回線(インターネット接続環境)が必要となる。

3. 物品における注意事項

① タブレット端末(Chromebook)

ログインするにはGoogleアカウントとパスワードが必要。

② 回線(無線(Wi-Fi)など、インターネットの利用ができる接続手段)

・家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行うこと。

・インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については、保護者負担とする。

無線環境がない家庭には、令和3年5月までは、教育委員会でモバイルWi-Fiを貸し出す。それまでの間に無線環境を整えること。

4. 利用における注意事項

利用者は、以下を厳守すること。

① 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。

② 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。

③ 端末の近くでの飲食は禁止とする。(端末を机上においたままその机で食事するなど)

④ ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないこと。

⑤ 端末は、自宅で充電を行うこと。

⑥ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。

※破損等の不具合が生じた場合、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。

※借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障などが発生した際には、借用者が実費を弁済すること。

※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受けること。

⑦ 端末利用において不具合が生じた場合、遅延なく速やかに学校へ報告すること。

学校を通じて、修理の手配などを行うので、個人での修理はしないこと。

⑧ USBメモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用を禁止する。

⑨ GooglePlayの利用やAndroidアプリの利用を禁止する。

⑩ 学習に関係のないサイトへの閲覧・利用、写真・動画の配信は禁止する。

⑪ 学校などへのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷などは禁止する。

5. その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。